

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に係る感染流行時の対応への移行について（通知）

日頃から新型コロナウイルス感染症をはじめ、学校における感染症対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

学校における感染流行時への移行と対応については、令和5年6月16日付け教保体第561-2号「新型コロナウイルス感染症に係る感染流行時の学校の対応について（通知）」で通知したところです。このたび、令和5年7月26日発表の埼玉県内の感染症患者発生情報（週報）において、2023年第29週（7月17日～7月23日）の新型コロナウイルス感染症の定点当たりの報告数が「10」以上となったため、下記のとおり対応願います。

記

1 児童生徒の新型コロナウイルス感染症発生に伴う出席停止措置人数（新規陽性者数）の報告について

令和5年4月28日付け教保体245-1号「『感染症及び食中毒の発生状況』の一部改正について」により実施している感染症発生に伴う出席停止人数報告（定期報告）に加え、新型コロナウイルス感染症発生に伴う出席停止措置人数（新規陽性者数）の報告を以下のとおり実施する。

なお、定期報告については他の感染症と合わせて従来どおり報告願います。

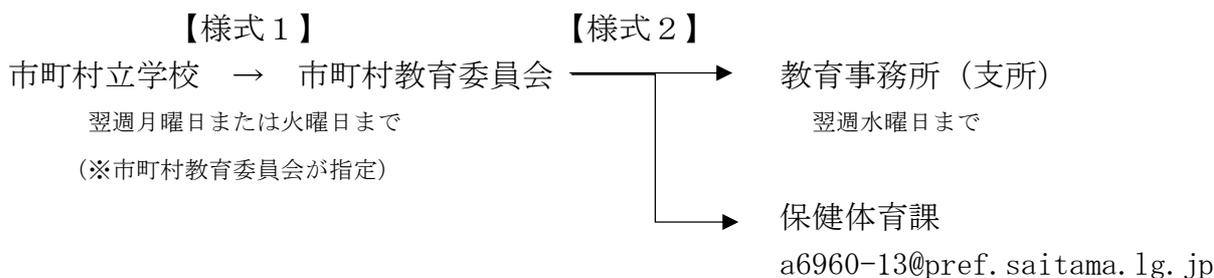
（夏季休業等の長期休業中は出席停止措置を講じることはないため報告対象外）

（1）報告方法

ア 学校で措置された児童生徒の出席停止措置人数（新規陽性者数）（陽性判明日による整理は不要）を別紙「【様式1】（学校名）〈excel形式〉」により報告

イ 市町村教育委員会は、週ごと（月～日曜日）に、学校からの報告を取りまとめた上、別紙「【様式2】（市町村名）〈excel形式〉」を翌水曜日までに当該教育事務所（支所）及び保健体育課へ報告

（2）報告手順



(1 回目)の報告例)

- 7月27日(木) …感染流行時への移行
- ↓ ※夏季休業明けの最初の課業日がある週から開始
- 8月28日(月)～9月3日(日) …学校における出席停止措置人数の集計・報告
- 9月6日(水) 15時まで …集約の上、報告
- ※以降、平時に移行されるまで月曜日から日曜日までの1週間分を集計・報告
- ※長期休業中には出席停止措置を講じることはないため報告対象外

2 感染流行時における感染防止対策等について

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」では、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられるとされています。

本県における新型コロナウイルス感染症の定点当たりの報告数が「10」以上となったことを踏まえ、管轄保健所の定点当たりの報告数や学校ごとの感染状況などに応じて、学校への注意喚起や感染流行時における感染防止対策を検討・実施いただくようお願いします。

3 「感染流行時」から「平時」への移行について

学校の出席停止措置人数、臨時休業措置件数、定点医療機関における報告数等を総合的に勘案して判断し、通知いたします。

担 当 県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

mail a6960-13@pref.saitama.lg.jp